

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

◎ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）  
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>（民生委員審査専門分科会）</p> <p>第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（民生委員審査専門分科会）</p> <p>第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は十人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、三人を超えてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> |